

秋田県告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積 実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	見込み (ヘクタ ール)				
能代市		河戸川	西山下	5番2	71,372	7.1372	7.1372	1.2732	公衆の 保健	能代火力 発電所第 2産業廃 棄物最終 処分場用 地とする ため

（「関係図面」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積 実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	見込み (ヘクタ ール)				
能代市		河戸川	西山下	5番2	71,372	7.1372	7.1372	1.2732	飛砂の 防備	能代火力 発電所第 2産業廃 棄物最終 処分場用 地とする ため

（「関係図面」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）